

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

鈴鹿市上下水道局管理規程第 8 号

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程

鈴鹿市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成 2 8 年上下水道局管理規程第 4 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改める。

改 正 後	改 正 前
（排水設備等の工事の実施） 第 4 条の 2 条例第 6 条第 2 項に規定する管理 者が認めた者は、鈴鹿市公共下水道条例（平 成 7 年鈴鹿市条例第 38 号）第 7 条第 1 項の規 定により管理者の指定を受けた指定工事店と する。<u>ただし、災害その他非常の場合におい て、管理者が他の市町村長（地方公営企業法 （昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により 置かれた管理者を含む。）の指定を受けた者 に工事を行わせる必要があると認めるとき は、この限りでない。</u>	（排水設備等の工事の実施） 第 4 条の 2 条例第 6 条第 2 項に規定する管理 者が認めた者は、鈴鹿市公共下水道条例（平 成 7 年鈴鹿市条例第 38 号）第 7 条第 1 項の規 定により管理者の指定を受けた指定工事店と する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。